

令和7年（2025年）5月9日（金）15時00分配付

項目	伝染性紅斑の警報発令について
配付資料	伝染性紅斑の流行について（警報）
内容及び報道に当たってのお願い	<p>令和7年第18週（4月28日～5月4日）（速報値）において、紋別保健所管内の定点医療機関あたりの伝染性紅斑患者数が、2人となり警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するために警報を発令しましたのでお知らせいたします。</p> <p>なお、管内市町村、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するためには周知します。</p> <p>※警報レベル：定点医療機関あたり伝染性紅斑患者報告数が1週間で2名以上</p> <p>※管内市町村：紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">＜伝染性紅斑予防のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛沫や接触によって感染するため、手洗いの励行やマスクの着用。一般的な予防対策が有効です。 </div>
担当	<p>北海道紋別保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室） 健康推進課長 田村 周子 電話（0158）-23-3108 FAX（0158）-23-1009</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div> <p>※この発表についてのお問合せは、17:30までに上記へお願いします。</p>

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和7年（2025年）5月9日（金）15時00分

北海道紋別保健所

電話：0158-23-3108

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和7年第18週（令和7年4月28日～令和7年5月4日）（速報値）において、管内の定点医療機関あたりの伝染性紅斑患者報告数が2人となり警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、管内8市町村において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 伝染性紅斑の感染予防

飛沫や接触によって感染するため、手洗いの励行やマスクの着用等、一般的な予防対策が有効です。

2 伝染性紅斑とは

両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることがあります。

約10日～20日の潜伏期間の後、両頬に境界鮮明な紅い発しんが現れます。

続いて体や手・足に網目状の発しんが拡がりますが、これらの発しんは、通常1週間程度で消失します。

頬に発しんが出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状がみられ、この時期にウイルスの排出が最も多くなります。

発しんが現れる時期にはウイルスの排出量は低下し、感染力もほぼ消失します。

3 その他

（1）最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第14週 (3/31～4/6)	第15週 (4/7～4/13)	第16週 (4/14～4/20)	第17週 (4/21～4/27)	第18週 (4/28～5/4)
紋別保健所	0	0	0.50	0	2※
全道	1.83	3.10	3.14	3.39	※
全国	0.63	1.13	1.25	1.30	※

※ 第18週の患者報告数は速報値。

第17週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。

（URL：<http://www.ipb.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）

（2）伝染性紅斑警報とは

感染症発生動向調査により把握した、定点医療機関を受診した患者数が伝染性紅斑警報発令基準値に達したときに発令します。

<発令基準>

	警報開始基準値	警報終息基準値
1定点あたり患者数（人）	2	1

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われるなどを示しています。

全道の発生状況については、北海道立衛生研究所北海道感染症情報センターホームページにて公開しています。（<http://www.ipb.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）